## 地方創生の推進に関する決議

我が国が、将来にわたり活力ある社会を維持していくためには、 人口減少に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保し ていくことが極めて重要である。

去る平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が成立・公布され、12月には「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が決定された。現在、国と地方は一致協力して地方創生に向けた取組を進めており、地方議会としてもそれぞれの地域において執行機関と連携し、施策の展開に取り組んでいるところである。

よって、国においては、地方創生の大きな潮流を創り出すために も、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 地方が、自主性・主体性を最大限発揮して継続的に地方創生に 取り組めるよう、地方財政計画における「まち・ひと・しごと創 生事業費」について、将来にわたり1兆円を上回る額を安定的に 確保すること。
- 2 上記に加え、地方の創意工夫により、地方創生の取組を深化させるための新型交付金を平成28年度当初予算で創設し、平成26年度補正予算で措置された「地方創生先行型交付金」を上回る額を確保すること。なお、新型交付金は、既存の補助金の単なる振替によることなく、縦割りの個別補助ではない包括的なものとすること。
- 3 今後とも、地方創生の推進に当たっては、地方の意見の反映に 努め、法令や制度等について柔軟に見直すなど地方分権改革を一

層促進するとともに、地方議会が地域の実情に応じてその役割を 適切に発揮できるよう、議会の権能強化に努めること。

以上決議する。

平成27年6月17日

全国市議会議長会